

① 診療所開設許可申請

概要説明	医療法第7条第1項、医療法施行規則第1条の14に基づき、「法人」が診療所を開設する場合の申請書です。
提出書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 開設許可申請書（様式第1号） 2 法人の定款又は寄付行為の写し 3 法人の登記事項証明書の写し 4 土地及び建物の登記事項証明書 （賃貸する場合は、賃貸借契約書又は使用貸借契約書の写し） 5 敷地の平面図 6 敷地周囲の見取り図 7 建物の平面図（縮尺100分の1以上のもの。各室の用途を明示。） 8 （エックス線装置等を設置する場合） エックス線診療室放射線防護図（平面図及び立面図、縮尺50分の1のもので、壁及び鉛の厚さを記入のこと。）及び遮へい計算書 9 （有床診療所の場合） 病室に関する資料 <p>それぞれ1部（押印は不要です）</p>
受付期間	事前（工事着工又は開設の2週間前までにご申請ください）
受付窓口	<p>〒750-8521 下関市南部町1番1号</p> <p>下関市立下関保健所 保健医療政策課 医事薬事係</p> <p>TEL; (083) 231-1711 FAX ; (083) 231-1376</p>
手数料	18,000円（現金）
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営利目的の開設はできません。 ・ 管理者は原則兼任できません。（管理予定者を明確にしてください。） ・ 敷地内移転、建て替えの場合は、②診療所変更許可申請になります。 ・ 有床診療所においては、開設許可後、開設前に⑩診療所構造設備検査申請を行い、使用許可を受ける必要があります。
備考	<p>以下関係先等に事前相談を行い、手続に遺漏のないようご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険医療機関に係る指定等：中国四国厚生局山口事務所(083-902-3171) ・ 医療法人の定款変更等：山口県医務保険課(083-933-2820) ・ 有床診療所の開設（移転、譲渡）：山口県医療政策課(083-933-2924) ・ 麻薬施用者等免許：山口県薬務課(083-933-3018) ・ 結核等指定医療機関、外来医療計画等：下関市役所